

車両運搬確認申請書

東外輸 第23001号
令和5年2月9日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号
原子燃料工業株式会社
代表取締役社長 伊藤 義章

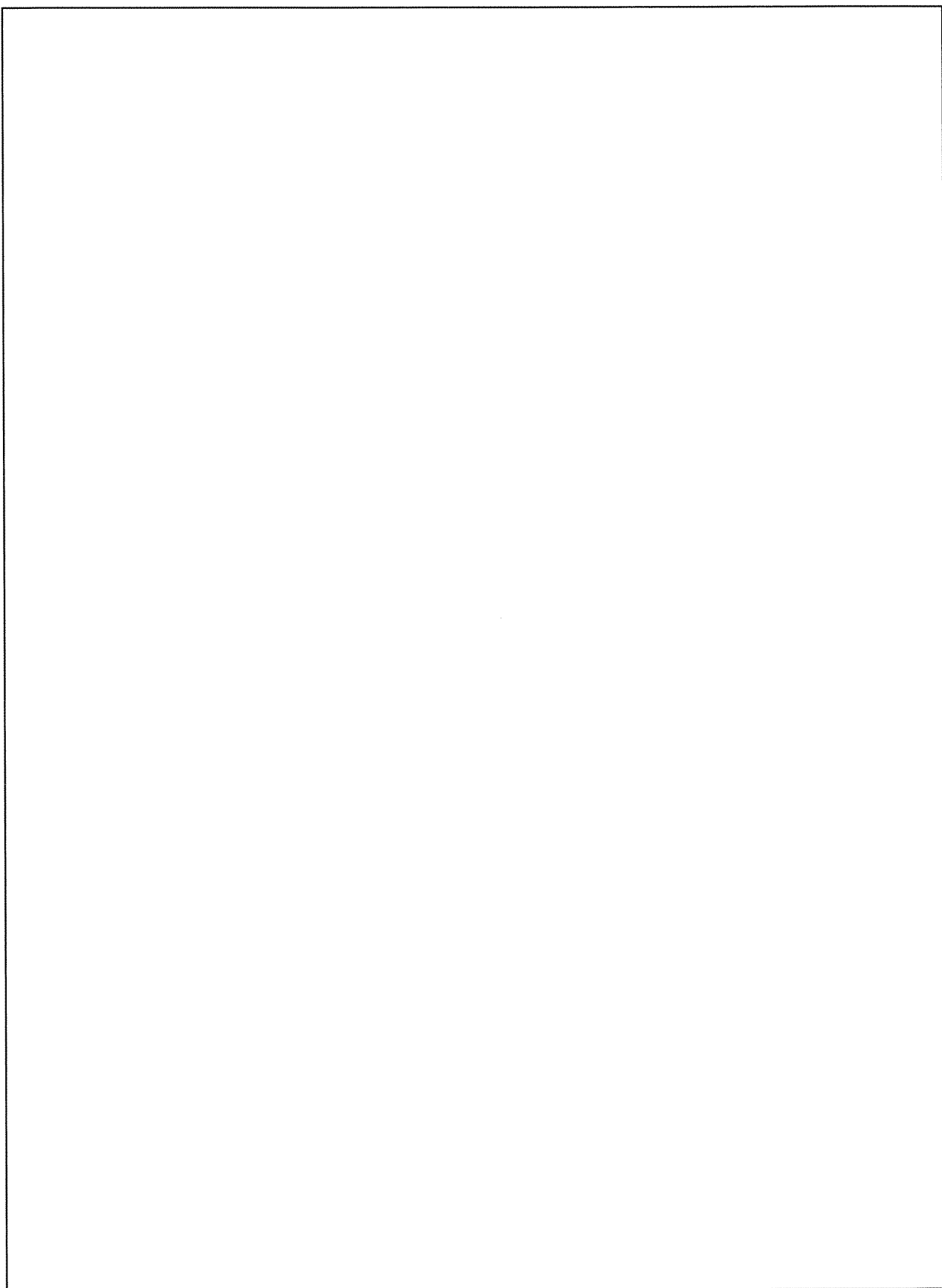
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第2項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第19条第1項の規定により車両運搬の確認を申請します。



原子力事業者等の区分	加工事業者 運搬を委託された者 委託者： <input type="text"/> 委託者の事業区分：試験研究用等原子炉設置者		
運搬しようとする核燃料物質等の種類、性状及び量	種類：金属ウランスラッジ 性状：固体 量： <input type="text"/> 濃縮度： <input type="text"/> wt%		
運搬の目的	目的：基礎試験用燃料の譲渡のため 出発地： <input type="text"/> 目的地： <input type="text"/>		
運搬予定時期	出発地： <input type="text"/> 目的地： <input type="text"/>		
核燃料輸送物に関する説明	核燃料輸送物の種類	A型核分裂性輸送物	
	核燃料輸送物の総重量	<input type="text"/> kg以下/輸送物	
	核燃料物質等 収納する	重量	<input type="text"/> kg以下/輸送物
		放射能の量	<input type="text"/> Bq以下/輸送物 (主要な核種ごとの量は添付書類1の第2表参照)
	使用する輸送容器	名称及び個数	TNF-XI型 1個
		承認容器登録番号	添付書類1の第1表のとおり
		容器承認書の年月日及び番号	令和5年1月11日 原規規発第2301112号
		承認容器として使用する期間	令和5年1月11日から令和24年11月7日まで
		外形寸法	長さ：約 <input type="text"/> m 幅：約 <input type="text"/> m 高さ：約 <input type="text"/> m
	重量	<input type="text"/> kg以下	
核分裂性輸送物にあつては輸送制限個数	1個		
積載方法又は混載の別	専用積載		

※ 輸送容器の概略を示す図面は別紙1に添付する。

別紙1



TNF-XI 型輸送物外觀図

添付書類

1. 運搬する核燃料物質等に関する説明書
2. 容器承認書の写し
3. 輸送容器が輸送容器の設計及び製作の方法に適合するように維持されていることを示す説明書
4. 核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書
5. 核燃料物質等の運搬に係る品質管理の方法等に関する説明書

添付書類

1. 運搬する核燃料物質等に関する説明書

1-1. 収納する核燃料物質等の仕様

収納する核燃料物質等の仕様は以下のとおり。

- | | |
|-----------------------------|---|
| (1) 使用する輸送容器の登録番号 | 第1表に示すとおり |
| (2) 種類 | 金属ウランスラッジ(金属ウランの切粉とその他金属
(ステンレス鋼、真鍮)の切粉から成るスラッジ) |
| (3) 性状 | 固体 |
| (4) 重量 | <input type="text"/> kg/輸送物 |
| (5) 金属ウランスラッジ重量 | <input type="text"/> kg金属ウランスラッジ |
| (6) ウラン量 | <input type="text"/> kgU |
| (7) 放射能の量 | <input type="text"/> GBq/輸送物 |
| (8) 濃縮度, 燃焼度, 発熱量, 冷却日数等の仕様 | |
| 濃縮度 | <input type="text"/> wt% |
| 燃焼度 | <input type="text"/> MWd/t以下 |
| 発熱量 | <input type="text"/> W以下 |
| 冷却日数 | <input type="text"/> 日以上 |
| (9) 濃縮ウラン中の主要な核種 | ^{234}U 、 ^{235}U 、 ^{238}U 、 ^{137}Cs 、 $^{137\text{m}}\text{Ba}$ 、 ^{90}Sr 、 ^{90}Y 、 ^{147}Pm 、 ^{231}Th |

第1表

収納する核燃料物質等の仕様

番号	承認容器登録番号	種類	金属ウランスラッジ重量(kg)				合計	ウラン重量(kg)	U235重量(kg)	放射能置 (Bq)	性状	濃縮度 (wt%)	燃焼度 (MWD/t)	発熱量 (W)	冷却日数 (日)
			A	B	C	D									
1	S0657A2042	金属ウラン スラッジ					合計	合計			固体				

第2表

核種ごとの放射能の量

承認容器 登録番号	S0657A2042
--------------	------------

核種	放射能(Bq)
Sr-90	
Y-90	
Ru-106	
Rh-106	
Cd-113m	
Sn-121m	
Sb-125	
Te-125m	
Cs-137	
Ba-137m	
Ce-144	
Pr-144m	
Pr-144	
Pm-147	
Sm-151	
Eu-155	
Ra-226	
Ac-227	
Th-230	
Th-231	
Th-232	
Th-234	
Pa-234	
Pa-231	
U-232	
U-233	
U-234	
U-235	
U-236	
U-237	
U-238	
Np-237	
Pu-238	
Pu-239	
Pu-240	
放射能量合計 Bq	
放射能量合計 GBq	

1-2. 仕様の決定方法

(1) 重量 : 秤量

(2) 放射能の量 : 金属ウランスラッジ中の主要核種のベクレル数(比放射能)により、ウラン量及び濃縮度に応じた輸送物あたりの放射能の量を算出。

1-3. 設計仕様との比較

項目	設計仕様	収納する核燃料物質等の仕様
種類	金属ウランスラッジ	金属ウランスラッジ(金属ウランの切粉とその金属(ステンレス鋼、真鍮)の切粉から成るスラッジ)
重量	ウラン量 : <input type="text"/> kgU以下 金属ウランスラッジ : <input type="text"/> kg以下 総重量 : <input type="text"/> kg以下	ウラン量 : <input type="text"/> kgU 金属ウランスラッジ : <input type="text"/> kg以下 総重量 : <input type="text"/> kg
放射能の量	<input type="text"/> Bq以下	<input type="text"/> Bq
性状	固体	固体
濃縮度	<input type="text"/> %以下	<input type="text"/> %
燃焼度	<input type="text"/> MWd/t	<input type="text"/> MWd/t以下
発熱量	<input type="text"/> W以下	<input type="text"/> W以下
冷却日数	<input type="text"/> 日以上	<input type="text"/> 日以上
濃縮ウラン中の 主要な核種	^{234}U 、 ^{235}U 、 ^{238}U 、 ^{137}Cs 、 $^{137\text{m}}\text{Ba}$ 、 ^{90}Sr 、 ^{90}Y 、 ^{147}Pm 、 ^{231}Th	^{234}U 、 ^{235}U 、 ^{238}U 、 ^{137}Cs 、 $^{137\text{m}}\text{Ba}$ 、 ^{90}Sr 、 ^{90}Y 、 ^{147}Pm 、 ^{231}Th
輸送制限個数	1 個	1 個
配列方法	任意	任意
臨界安全指数	5 0	5 0

容器承認書

原規規発第 2301112 号

令和 5 年 1 月 11 日

原子燃料工業株式会社

代表取締役社長 伊藤 義章 殿

原子力規制委員

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 59 条第 3 項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 12 月 13 日付け熊原第 22-029 号（以下「申請書」という。）をもって申請のあった輸送容器については、同法第 59 条第 1 項に規定する技術上の基準のうち容器に関する基準に適合していると認められるので、同法第 59 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
添付の申請書の写しに記載のとおり

承認容器として使用する期間

令和 5 年 1 月 11 日から令和 24 年 11 月 7 日まで

ただし、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）（以下「規則等」という。）の改正により、規則等に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）に適合しなくなった場合は失効する。

承認容器登録番号

各容器につき以下のとおり

S※A2042 （注）

（注）※は添付の申請書の写しの5. に記載された製造番号のうち、TNF-XI-を除いた部分の数字を指す。例えば、製造番号がTNF-XI-0001ならば、承認容器登録番号はS0001A2042となる。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第22条第2号から第5号まで、第8号及び第9号に掲げる事項

添付の申請書の写しの1. から4. まで及び7. に記載のとおり

容器承認申請書

熊原第 22-029 号
令和 4 年 12 月 13 日

原子力規制委員会殿

住所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 33 番 5 号
氏名 原子燃料工業株式会社
代表取締役社長 伊藤 義章

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 59 条第 3 項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第 21 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 輸送容器の名称

TNF-XI 型

2. 輸送容器の外形寸法及び重量

(1) 輸送容器の外形寸法

長さ：約 m
幅：約 m
高さ：約 m

(2) 輸送容器の重量

kg 以下

(3) 核燃料輸送物の総重量

kg 以下

(4) 輸送容器の概略を示す図

図 1 のとおり

詳細形状は、本核燃料輸送物の核燃料輸送物設計変更承認申請書（令和 4 年 10 月 11 日付熊原第 22-006 号（令和 4 年 11 月 16 日付熊原第 22-028 号をもって一部補正）に係る別紙 1 の(イ)－第 1 図から(イ)－第 13 図までに示されている。

(5) 輸送容器の主要材料

表 1 のとおり

3. 核燃料輸送物の種類

- (1) 核燃料輸送物の種類 : A 型輸送物及び核分裂性物質に係る核燃料輸送物
- (2) 輸送制限個数 : 100 個 (ケース 1、粉末収納缶を使用しウラン酸化物を収納)
制限なし (ケース 2、長尺粉末収納缶を使用しウラン酸化物を収納)
制限なし (ケース 3、粉末収納缶を使用しウラン残渣を収納)
1 個 (ケース 4、スラッジ収納缶を使用し金属ウランスラッジを収納)
- (3) 配列方法 : 任意
- (4) 臨界安全指数 : 0.5 (ケース 1、粉末収納缶を使用しウラン酸化物を収納)
0 (ケース 2、長尺粉末収納缶を使用しウラン酸化物を収納)
0 (ケース 3、粉末収納缶を使用しウラン残渣を収納)
50 (ケース 4、スラッジ収納缶を使用し金属ウランスラッジを収納)

4. 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量

表 2～表 14 のとおり

5. 承認を受けようとする容器の製造番号その他の当該容器と他の容器を区別するための番号

表 15 のとおり

6. 承認容器として使用することを予定している期間

2042 年 11 月 7 日まで

7. その他特記事項

(1) 核燃料輸送物設計承認番号

J/2042/AF(Rev.1)

(2) 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項

本輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いについては、本核燃料輸送物の核燃料輸送物設計変更承認申請書 (令和 4 年 10 月 11 日付熊原第 22-006 号 (令和 4 年 11 月 16 日付熊原第 22-028 号をもって一部補正)) の 11 に示す輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項のとおり。

(3) 承認容器として使用する期間に関連する情報

容器製造後にはじめて承認された日は表 16 のとおり。

表 1 輸送容器の主要材料

容 器 部 位	材 質
外容器	ステンレス鋼
内容器	ステンレス鋼
耐熱衝撃緩衝材	フェノリックフォーム
中性子吸収材	ボロン入りレジン、ボロン入りステンレス鋼
外蓋外殻	ステンレス鋼
外蓋補強材	アルミニウム合金
内蓋	ステンレス鋼
ガスケット	エチレン・プロピレンゴム

表 2 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量 (ケース 1)

種類	ウラン酸化物 (UO ₂ , U ₃ O ₈ 又は UO ₃) 及び添加物 (表 3)			
性状	固体 (粉末、焼結体又はスクラップ)			
重量	表 4 の通り			
放射能の量	総 量		Bq 以下	
	主要な核種	²³² U		Bq 以下
		²³⁴ U		Bq 以下
		²³⁵ U		Bq 以下
		²³⁶ U		Bq 以下
		²³⁸ U		Bq 以下
		⁹⁹ Tc		Bq 以下
濃縮度	5.0%以下			
燃焼度	該当しない			
発熱量	0.03W 以下			
冷却日数	該当しない			
濃縮ウラン中の不純物仕様	²³² U		μ g/gU	
	²³⁴ U		μ g/g ²³⁵ U	
	²³⁶ U		μ g/gU	
	⁹⁹ Tc		μ g/gU	
	ただし、 ²³⁶ U < [] μ g/gU の場合は、 ²³² U 及び ⁹⁹ Tc は適用外			

表 3 添加物 (ケース 1)

	添加物	化学式	最大添加量
A	ステアリン酸マグネシウム	Mg(C ₁₇ H ₃₅ COO) ₂	ポリエチレン製袋、
B	ステアリン酸亜鉛	(CH ₃ (CH ₂) ₁₆ COO) ₂ Zn	A、B、C の合計重
C	エチレンビスステアリン酸アミド	C ₁₇ H ₃₅ CONHCH ₂ CH ₂ NHCOC ₁₇ H ₃₅	量が最大 [] g 若しくは [] g
D	ガドリニア	Gd ₂ O ₃	無制限
E	エルビア	Er ₂ O ₃	無制限
F	アゾジカルボンアミド	C ₂ H ₄ N ₄ O ₂	無制限

表4 内容物の収納制限 (ケース1)

(ポリエチレン製袋、添加物 A、B、C の合計重量が g 以下)

濃縮度	装荷制限条件(kg)		
	粉 末	焼結体	スクラップ
4.45%以下			
4.55%以下			
4.65%以下			
4.75%以下			
4.85%以下			
5.00%以下			

(ポリエチレン製袋、添加物 A、B、C の合計重量が g を超えて g 以下)

濃縮度	装荷制限条件(kg)		
	粉 末	焼結体	スクラップ
4.45%以下			
4.55%以下			
4.65%以下			
4.75%以下			
4.85%以下			
5.00%以下			

- *装荷制限条件には、ウラン酸化物と添加物 (A~F) の合計重量を記載している。
- *輸送容器には、個の内容器があるため最大重量は、それぞれ倍した値となる。
- *各内容器に最大kg のプロッキングシステムを収納する。
- *焼結体を収納する場合は、各内容器に最大kg ステンレス鋼製の波板等を収納する。
- *輸送容器には、収納する核燃料物質等の有無に関係なく、各内容器に個 (輸送容器1基で計個) の粉末収納缶が収納される。
- *粉末収納缶には、表5に記載する仕様のボロン入りステンレス鋼製リングが粉末収納缶内側に接着固定される。
- *ウラン酸化物を収納した粉末収納缶 (ケース1)、ウラン酸化物を収納した長尺粉末収納缶 (ケース2)、ウラン残渣を収納した粉末収納缶 (ケース3) 及び金属ウランセラッジを収納したセラッジ収納缶 (ケース4) は同一輸送容器内に混載しない。

表5 ボロン入りステンレス鋼製リング仕様

外径	約 <input type="text"/> mm		高さ	最小 <input type="text"/> mm
板厚	最小 <input type="text"/> mm		重量	最大 <input type="text"/> kg
材料	ボロン入りステンレス鋼	化学成分	Cr	
			Ni	
			B	

表 6 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量（ケース 2）

種類	ウラン酸化物 (UO ₂ , U ₃ O ₈ 又は UO ₃) 及び添加物 (表 7)			
性状	固体 (粉末、焼結体又はスクラップ)			
重量	表 8 の通り			
放射能の量	総 量		Bq 以下	
	主 要 な 核 種	²³² U		Bq 以下
		²³⁴ U		Bq 以下
		²³⁵ U		Bq 以下
		²³⁶ U		Bq 以下
		²³⁸ U		Bq 以下
		⁹⁹ Tc		Bq 以下
濃縮度	5.0%以下			
燃焼度	該当しない			
発熱量	0.001W 以下			
冷却日数	該当しない			
濃縮ウラン中の 不純物仕様	²³² U		μ g/gU	
	²³⁴ U		μ g/g ²³⁵ U	
	²³⁶ U		μ g/gU	
	⁹⁹ Tc		μ g/gU	

表 7 添加物（ケース 2）

	添加物	化学式	最大添加量
A	ステアリン酸マグネシウム	Mg(C ₁₇ H ₃₅ COO) ₂	緩衝材との合計重量最大 <input type="text"/> kg
B	ステアリン酸亜鉛	(CH ₃ (CH ₂) ₁₆ COO) ₂ Zn	
C	エチレンビスステアリン酸アミド	C ₁₇ H ₃₅ CONHCH ₂ CH ₂ NHCOC ₁₇ H ₃₅	
D	ガドリニア	Gd ₂ O ₃	
E	エルビア	Er ₂ O ₃	
F	アゾジカルボンアミド	C ₂ H ₄ N ₄ O ₂	

表 8 各内容器当たりの収納制限 (ケース 2)

装荷制限条件(kg)			
ウラン酸化物量 (濃縮度 5%以下)	添加物、緩衝材合計	袋、瓶合計	合計

* 収納物を装荷する内容器は□つのみであり、その中に□個の長尺粉末収納缶を装荷する。

* 装荷制限条件は粉末、焼結体、スクラップ全て同じものである。

* ウラン酸化物を収納した粉末収納缶 (ケース 1)、ウラン酸化物を収納した長尺粉末収納缶 (ケース 2)、ウラン残渣を収納した粉末収納缶 (ケース 3) 及び金属ウランスラッジを収納したスラッジ収納缶 (ケース 4) は同一輸送容器内に混載しない。

表 9 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量（ケース 3）

種類	ウラン化合物及びその他の含有物（表 10 の通り）			
性状	固体			
重量	表 11 の通り			
放射能の量※	総 量		以下	
	主 要 な 核 種	²³² U		以下
		²³⁴ U		以下
		²³⁵ U		以下
		²³⁶ U		以下
		²³⁸ U		以下
		⁹⁹ Tc		以下
濃縮度	20.0%以下			
燃焼度	該当しない			
発熱量	0.001W 以下			
冷却日数	該当しない			
濃縮ウラン中 の不純物仕様	濃縮度 5.0% 以下	²³² U	<input type="text"/> μ g/gU	
		²³⁴ U	<input type="text"/> μ g/g ²³⁵ U	
		²³⁶ U	<input type="text"/> μ g/gU	
		⁹⁹ Tc	<input type="text"/> μ g/gU	
	ただし、 $^{236}\text{U} \leq \square \mu$ g/gU の場合は、 ^{232}U 及び ^{99}Tc は適用外			
	濃縮度 20.0%以下	²³² U	<input type="text"/> μ g/gU	
		²³⁴ U	<input type="text"/> μ g/g ²³⁵ U	
		²³⁶ U	<input type="text"/> μ g/gU	
⁹⁹ Tc		<input type="text"/> μ g/gU		

表 10 ウラン化合物及びその他の含有物（ケース 3）

項目	含有物
ウラン化合物の化学形態	<input type="text"/>
その他の含有物	<input type="text"/>

表 11 内容器の収納制限 (ケース 3)

濃縮度	装荷制限条件	
	kg-U	kg-ウラン残渣
5.00%以下	□	□
20.00%以下	□	□

* 輸送容器には、□個の内容器があるため最大重量は、それぞれ□倍した値となる。

* 輸送容器には、収納する核燃料物質等の有無に関係なく、各内容器に□個（輸送容器□基で計□個）の粉末収納缶が収納される。

* 各内容器に最大□kgのブロックシステムを収納する。

* 粉末収納缶には、表 5 に記載する仕様のボロン入りステンレス鋼製リングが粉末収納缶内側に接着固定される。

* ウラン酸化物を収納した粉末収納缶（ケース 1）、ウラン酸化物を収納した長尺粉末収納缶（ケース 2）、ウラン残渣を収納した粉末収納缶（ケース 3）及び金属ウランスラッジを収納したスラッジ収納缶（ケース 4）は同一輸送容器内に混載しない。

表 12 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量（ケース 4）

種類		
性状	固体	
重量	表 13 の通り	
放射能の量	総量	□ Bq 以下
	主要核種	表 14 の通り
濃縮度	□ %以下	
燃焼度	□ MWd/t	
発熱量	□ W 以下	
冷却日数	□ 日以上	

※表面から 1 メートルの距離における空気吸収線量率は□グレイ毎時を超えない。

表 13 内容物の収納制限（ケース 4）

濃縮度	装荷制限条件	
	kg-U	kg-金属ウランスラッジ
□ %以下	□	□

* 輸送容器には、□ 個の内容物があるため最大重量は、それぞれ□倍した値となる。

* ウラン酸化物を収納した粉末収納缶（ケース 1）、ウラン酸化物を収納した長尺粉末収納缶（ケース 2）、ウラン残渣を収納した粉末収納缶（ケース 3）及び金属ウランスラッジを収納したスラッジ収納缶（ケース 4）は同一輸送容器内に混載しない。

表 14 収納する核燃料物質等の主な核種と放射能 (ケース 4)

核種	放射能(Bq)
Sr-90	
Y-90	
Ru-106	
Rh-106	
Cd-113m	
Sn-121m	
Sb-125	
Te-125m	
Cs-137	
Ba-137m	
Ce-144	
Pr-144m	
Pr-144	
Pm-147	
Sm-151	
Eu-155	
Ra-226	
Ac-227	
Th-230	
Th-231	
Th-232	
Th-234	
Pa-234	
Pa-231	
U-232	
U-233	
U-234	
U-235	
U-236	
U-237	
U-238	
Np-237	
Pu-238	
Pu-239	
Pu-240	
放射能量合計	

表 15 承認を受けようとする容器の製造番号

(その1)

	製造番号		製造番号		製造番号		製造番号
1	TNF-XI-0001	51	TNF-XI-0051	101	TNF-XI-0102	151	TNF-XI-0153
2	TNF-XI-0002	52	TNF-XI-0052	102	TNF-XI-0103	152	TNF-XI-0154
3	TNF-XI-0003	53	TNF-XI-0053	103	TNF-XI-0104	153	TNF-XI-0155
4	TNF-XI-0004	54	TNF-XI-0054	104	TNF-XI-0105	154	TNF-XI-0156
5	TNF-XI-0005	55	TNF-XI-0055	105	TNF-XI-0106	155	TNF-XI-0157
6	TNF-XI-0006	56	TNF-XI-0056	106	TNF-XI-0107	156	TNF-XI-0158
7	TNF-XI-0007	57	TNF-XI-0057	107	TNF-XI-0108	157	TNF-XI-0159
8	TNF-XI-0008	58	TNF-XI-0058	108	TNF-XI-0109	158	TNF-XI-0160
9	TNF-XI-0009	59	TNF-XI-0059	109	TNF-XI-0110	159	TNF-XI-0161
10	TNF-XI-0010	60	TNF-XI-0060	110	TNF-XI-0111	160	TNF-XI-0162
11	TNF-XI-0011	61	TNF-XI-0061	111	TNF-XI-0112	161	TNF-XI-0163
12	TNF-XI-0012	62	TNF-XI-0062	112	TNF-XI-0113	162	TNF-XI-0164
13	TNF-XI-0013	63	TNF-XI-0063	113	TNF-XI-0114	163	TNF-XI-0165
14	TNF-XI-0014	64	TNF-XI-0064	114	TNF-XI-0116	164	TNF-XI-0166
15	TNF-XI-0015	65	TNF-XI-0065	115	TNF-XI-0117	165	TNF-XI-0167
16	TNF-XI-0016	66	TNF-XI-0066	116	TNF-XI-0118	166	TNF-XI-0168
17	TNF-XI-0017	67	TNF-XI-0067	117	TNF-XI-0119	167	TNF-XI-0169
18	TNF-XI-0018	68	TNF-XI-0068	118	TNF-XI-0120	168	TNF-XI-0170
19	TNF-XI-0019	69	TNF-XI-0069	119	TNF-XI-0121	169	TNF-XI-0171
20	TNF-XI-0020	70	TNF-XI-0070	120	TNF-XI-0122	170	TNF-XI-0172
21	TNF-XI-0021	71	TNF-XI-0071	121	TNF-XI-0123	171	TNF-XI-0173
22	TNF-XI-0022	72	TNF-XI-0072	122	TNF-XI-0124	172	TNF-XI-0174
23	TNF-XI-0023	73	TNF-XI-0073	123	TNF-XI-0125	173	TNF-XI-0175
24	TNF-XI-0024	74	TNF-XI-0074	124	TNF-XI-0126	174	TNF-XI-0176
25	TNF-XI-0025	75	TNF-XI-0075	125	TNF-XI-0127	175	TNF-XI-0177
26	TNF-XI-0026	76	TNF-XI-0076	126	TNF-XI-0128	176	TNF-XI-0178
27	TNF-XI-0027	77	TNF-XI-0078	127	TNF-XI-0129	177	TNF-XI-0179
28	TNF-XI-0028	78	TNF-XI-0079	128	TNF-XI-0130	178	TNF-XI-0180
29	TNF-XI-0029	79	TNF-XI-0080	129	TNF-XI-0131	179	TNF-XI-0181
30	TNF-XI-0030	80	TNF-XI-0081	130	TNF-XI-0132	180	TNF-XI-0182
31	TNF-XI-0031	81	TNF-XI-0082	131	TNF-XI-0133	181	TNF-XI-0183
32	TNF-XI-0032	82	TNF-XI-0083	132	TNF-XI-0134	182	TNF-XI-0184
33	TNF-XI-0033	83	TNF-XI-0084	133	TNF-XI-0135	183	TNF-XI-0185
34	TNF-XI-0034	84	TNF-XI-0085	134	TNF-XI-0136	184	TNF-XI-0186
35	TNF-XI-0035	85	TNF-XI-0086	135	TNF-XI-0137	185	TNF-XI-0187
36	TNF-XI-0036	86	TNF-XI-0087	136	TNF-XI-0138	186	TNF-XI-0188
37	TNF-XI-0037	87	TNF-XI-0088	137	TNF-XI-0139	187	TNF-XI-0189
38	TNF-XI-0038	88	TNF-XI-0089	138	TNF-XI-0140	188	TNF-XI-0190
39	TNF-XI-0039	89	TNF-XI-0090	139	TNF-XI-0141	189	TNF-XI-0191
40	TNF-XI-0040	90	TNF-XI-0091	140	TNF-XI-0142	190	TNF-XI-0192
41	TNF-XI-0041	91	TNF-XI-0092	141	TNF-XI-0143	191	TNF-XI-0193
42	TNF-XI-0042	92	TNF-XI-0093	142	TNF-XI-0144	192	TNF-XI-0194
43	TNF-XI-0043	93	TNF-XI-0094	143	TNF-XI-0145	193	TNF-XI-0195
44	TNF-XI-0044	94	TNF-XI-0095	144	TNF-XI-0146	194	TNF-XI-0196
45	TNF-XI-0045	95	TNF-XI-0096	145	TNF-XI-0147	195	TNF-XI-0197
46	TNF-XI-0046	96	TNF-XI-0097	146	TNF-XI-0148	196	TNF-XI-0198
47	TNF-XI-0047	97	TNF-XI-0098	147	TNF-XI-0149	197	TNF-XI-0199
48	TNF-XI-0048	98	TNF-XI-0099	148	TNF-XI-0150	198	TNF-XI-0200
49	TNF-XI-0049	99	TNF-XI-0100	149	TNF-XI-0151	199	TNF-XI-0201
50	TNF-XI-0050	100	TNF-XI-0101	150	TNF-XI-0152	200	TNF-XI-0202

表 15 承認を受けようとする容器の製造番号

(その2)

	製造番号		製造番号		製造番号		製造番号
201	TNF-XI-0203	251	TNF-XI-0253	301	TNF-XI-0303	351	TNF-XI-0353
202	TNF-XI-0204	252	TNF-XI-0254	302	TNF-XI-0304	352	TNF-XI-0354
203	TNF-XI-0205	253	TNF-XI-0255	303	TNF-XI-0305	353	TNF-XI-0355
204	TNF-XI-0206	254	TNF-XI-0256	304	TNF-XI-0306	354	TNF-XI-0356
205	TNF-XI-0207	255	TNF-XI-0257	305	TNF-XI-0307	355	TNF-XI-0357
206	TNF-XI-0208	256	TNF-XI-0258	306	TNF-XI-0308	356	TNF-XI-0358
207	TNF-XI-0209	257	TNF-XI-0259	307	TNF-XI-0309	357	TNF-XI-0359
208	TNF-XI-0210	258	TNF-XI-0260	308	TNF-XI-0310	358	TNF-XI-0360
209	TNF-XI-0211	259	TNF-XI-0261	309	TNF-XI-0311	359	TNF-XI-0361
210	TNF-XI-0212	260	TNF-XI-0262	310	TNF-XI-0312	360	TNF-XI-0362
211	TNF-XI-0213	261	TNF-XI-0263	311	TNF-XI-0313	361	TNF-XI-0363
212	TNF-XI-0214	262	TNF-XI-0264	312	TNF-XI-0314	362	TNF-XI-0364
213	TNF-XI-0215	263	TNF-XI-0265	313	TNF-XI-0315	363	TNF-XI-0365
214	TNF-XI-0216	264	TNF-XI-0266	314	TNF-XI-0316	364	TNF-XI-0366
215	TNF-XI-0217	265	TNF-XI-0267	315	TNF-XI-0317	365	TNF-XI-0367
216	TNF-XI-0218	266	TNF-XI-0268	316	TNF-XI-0318	366	TNF-XI-0368
217	TNF-XI-0219	267	TNF-XI-0269	317	TNF-XI-0319	367	TNF-XI-0369
218	TNF-XI-0220	268	TNF-XI-0270	318	TNF-XI-0320	368	TNF-XI-0370
219	TNF-XI-0221	269	TNF-XI-0271	319	TNF-XI-0321	369	TNF-XI-0371
220	TNF-XI-0222	270	TNF-XI-0272	320	TNF-XI-0322	370	TNF-XI-0372
221	TNF-XI-0223	271	TNF-XI-0273	321	TNF-XI-0323	371	TNF-XI-0373
222	TNF-XI-0224	272	TNF-XI-0274	322	TNF-XI-0324	372	TNF-XI-0374
223	TNF-XI-0225	273	TNF-XI-0275	323	TNF-XI-0325	373	TNF-XI-0375
224	TNF-XI-0226	274	TNF-XI-0276	324	TNF-XI-0326	374	TNF-XI-0376
225	TNF-XI-0227	275	TNF-XI-0277	325	TNF-XI-0327	375	TNF-XI-0377
226	TNF-XI-0228	276	TNF-XI-0278	326	TNF-XI-0328	376	TNF-XI-0378
227	TNF-XI-0229	277	TNF-XI-0279	327	TNF-XI-0329	377	TNF-XI-0379
228	TNF-XI-0230	278	TNF-XI-0280	328	TNF-XI-0330	378	TNF-XI-0380
229	TNF-XI-0231	279	TNF-XI-0281	329	TNF-XI-0331	379	TNF-XI-0381
230	TNF-XI-0232	280	TNF-XI-0282	330	TNF-XI-0332	380	TNF-XI-0382
231	TNF-XI-0233	281	TNF-XI-0283	331	TNF-XI-0333	381	TNF-XI-0383
232	TNF-XI-0234	282	TNF-XI-0284	332	TNF-XI-0334	382	TNF-XI-0384
233	TNF-XI-0235	283	TNF-XI-0285	333	TNF-XI-0335	383	TNF-XI-0385
234	TNF-XI-0236	284	TNF-XI-0286	334	TNF-XI-0336	384	TNF-XI-0386
235	TNF-XI-0237	285	TNF-XI-0287	335	TNF-XI-0337	385	TNF-XI-0387
236	TNF-XI-0238	286	TNF-XI-0288	336	TNF-XI-0338	386	TNF-XI-0388
237	TNF-XI-0239	287	TNF-XI-0289	337	TNF-XI-0339	387	TNF-XI-0389
238	TNF-XI-0240	288	TNF-XI-0290	338	TNF-XI-0340	388	TNF-XI-0390
239	TNF-XI-0241	289	TNF-XI-0291	339	TNF-XI-0341	389	TNF-XI-0391
240	TNF-XI-0242	290	TNF-XI-0292	340	TNF-XI-0342	390	TNF-XI-0392
241	TNF-XI-0243	291	TNF-XI-0293	341	TNF-XI-0343	391	TNF-XI-0393
242	TNF-XI-0244	292	TNF-XI-0294	342	TNF-XI-0344	392	TNF-XI-0394
243	TNF-XI-0245	293	TNF-XI-0295	343	TNF-XI-0345	393	TNF-XI-0395
244	TNF-XI-0246	294	TNF-XI-0296	344	TNF-XI-0346	394	TNF-XI-0396
245	TNF-XI-0247	295	TNF-XI-0297	345	TNF-XI-0347	395	TNF-XI-0397
246	TNF-XI-0248	296	TNF-XI-0298	346	TNF-XI-0348	396	TNF-XI-0398
247	TNF-XI-0249	297	TNF-XI-0299	347	TNF-XI-0349	397	TNF-XI-0399
248	TNF-XI-0250	298	TNF-XI-0300	348	TNF-XI-0350	398	TNF-XI-0400
249	TNF-XI-0251	299	TNF-XI-0301	349	TNF-XI-0351	399	TNF-XI-0401
250	TNF-XI-0252	300	TNF-XI-0302	350	TNF-XI-0352	400	TNF-XI-0402

表 15 承認を受けようとする容器の製造番号

(その3)

	製造番号		製造番号		製造番号		製造番号
401	TNF-XI-0403	451	TNF-XI-0453	501	TNF-XI-0503	551	TNF-XI-0553
402	TNF-XI-0404	452	TNF-XI-0454	502	TNF-XI-0504	552	TNF-XI-0554
403	TNF-XI-0405	453	TNF-XI-0455	503	TNF-XI-0505	553	TNF-XI-0555
404	TNF-XI-0406	454	TNF-XI-0456	504	TNF-XI-0506	554	TNF-XI-0556
405	TNF-XI-0407	455	TNF-XI-0457	505	TNF-XI-0507	555	TNF-XI-0557
406	TNF-XI-0408	456	TNF-XI-0458	506	TNF-XI-0508	556	TNF-XI-0558
407	TNF-XI-0409	457	TNF-XI-0459	507	TNF-XI-0509	557	TNF-XI-0559
408	TNF-XI-0410	458	TNF-XI-0460	508	TNF-XI-0510	558	TNF-XI-0560
409	TNF-XI-0411	459	TNF-XI-0461	509	TNF-XI-0511	559	TNF-XI-0561
410	TNF-XI-0412	460	TNF-XI-0462	510	TNF-XI-0512	560	TNF-XI-0562
411	TNF-XI-0413	461	TNF-XI-0463	511	TNF-XI-0513	561	TNF-XI-0563
412	TNF-XI-0414	462	TNF-XI-0464	512	TNF-XI-0514	562	TNF-XI-0564
413	TNF-XI-0415	463	TNF-XI-0465	513	TNF-XI-0515	563	TNF-XI-0565
414	TNF-XI-0416	464	TNF-XI-0466	514	TNF-XI-0516	564	TNF-XI-0566
415	TNF-XI-0417	465	TNF-XI-0467	515	TNF-XI-0517	565	TNF-XI-0567
416	TNF-XI-0418	466	TNF-XI-0468	516	TNF-XI-0518	566	TNF-XI-0568
417	TNF-XI-0419	467	TNF-XI-0469	517	TNF-XI-0519	567	TNF-XI-0569
418	TNF-XI-0420	468	TNF-XI-0470	518	TNF-XI-0520	568	TNF-XI-0570
419	TNF-XI-0421	469	TNF-XI-0471	519	TNF-XI-0521	569	TNF-XI-0571
420	TNF-XI-0422	470	TNF-XI-0472	520	TNF-XI-0522	570	TNF-XI-0572
421	TNF-XI-0423	471	TNF-XI-0473	521	TNF-XI-0523	571	TNF-XI-0573
422	TNF-XI-0424	472	TNF-XI-0474	522	TNF-XI-0524	572	TNF-XI-0574
423	TNF-XI-0425	473	TNF-XI-0475	523	TNF-XI-0525	573	TNF-XI-0575
424	TNF-XI-0426	474	TNF-XI-0476	524	TNF-XI-0526	574	TNF-XI-0576
425	TNF-XI-0427	475	TNF-XI-0477	525	TNF-XI-0527	575	TNF-XI-0577
426	TNF-XI-0428	476	TNF-XI-0478	526	TNF-XI-0528	576	TNF-XI-0578
427	TNF-XI-0429	477	TNF-XI-0479	527	TNF-XI-0529	577	TNF-XI-0579
428	TNF-XI-0430	478	TNF-XI-0480	528	TNF-XI-0530	578	TNF-XI-0580
429	TNF-XI-0431	479	TNF-XI-0481	529	TNF-XI-0531	579	TNF-XI-0581
430	TNF-XI-0432	480	TNF-XI-0482	530	TNF-XI-0532	580	TNF-XI-0582
431	TNF-XI-0433	481	TNF-XI-0483	531	TNF-XI-0533	581	TNF-XI-0583
432	TNF-XI-0434	482	TNF-XI-0484	532	TNF-XI-0534	582	TNF-XI-0584
433	TNF-XI-0435	483	TNF-XI-0485	533	TNF-XI-0535	583	TNF-XI-0585
434	TNF-XI-0436	484	TNF-XI-0486	534	TNF-XI-0536	584	TNF-XI-0586
435	TNF-XI-0437	485	TNF-XI-0487	535	TNF-XI-0537	585	TNF-XI-0587
436	TNF-XI-0438	486	TNF-XI-0488	536	TNF-XI-0538	586	TNF-XI-0588
437	TNF-XI-0439	487	TNF-XI-0489	537	TNF-XI-0539	587	TNF-XI-0589
438	TNF-XI-0440	488	TNF-XI-0490	538	TNF-XI-0540	588	TNF-XI-0590
439	TNF-XI-0441	489	TNF-XI-0491	539	TNF-XI-0541	589	TNF-XI-0591
440	TNF-XI-0442	490	TNF-XI-0492	540	TNF-XI-0542	590	TNF-XI-0592
441	TNF-XI-0443	491	TNF-XI-0493	541	TNF-XI-0543	591	TNF-XI-0593
442	TNF-XI-0444	492	TNF-XI-0494	542	TNF-XI-0544	592	TNF-XI-0594
443	TNF-XI-0445	493	TNF-XI-0495	543	TNF-XI-0545	593	TNF-XI-0595
444	TNF-XI-0446	494	TNF-XI-0496	544	TNF-XI-0546	594	TNF-XI-0596
445	TNF-XI-0447	495	TNF-XI-0497	545	TNF-XI-0547	595	TNF-XI-0597
446	TNF-XI-0448	496	TNF-XI-0498	546	TNF-XI-0548	596	TNF-XI-0598
447	TNF-XI-0449	497	TNF-XI-0499	547	TNF-XI-0549	597	TNF-XI-0599
448	TNF-XI-0450	498	TNF-XI-0500	548	TNF-XI-0550	598	TNF-XI-0600
449	TNF-XI-0451	499	TNF-XI-0501	549	TNF-XI-0551	599	TNF-XI-0601
450	TNF-XI-0452	500	TNF-XI-0502	550	TNF-XI-0552	600	TNF-XI-0602

表 15 承認を受けようとする容器の製造番号

(その4)

	製造番号		製造番号		製造番号		製造番号
601	TNF-XI-0603	651	TNF-XI-0653	701	TNF-XI-0703	751	TNF-XI-0754
602	TNF-XI-0604	652	TNF-XI-0654	702	TNF-XI-0704	752	TNF-XI-0755
603	TNF-XI-0605	653	TNF-XI-0655	703	TNF-XI-0705	753	TNF-XI-0756
604	TNF-XI-0606	654	TNF-XI-0656	704	TNF-XI-0706	754	TNF-XI-0757
605	TNF-XI-0607	655	TNF-XI-0657	705	TNF-XI-0707	755	TNF-XI-0758
606	TNF-XI-0608	656	TNF-XI-0658	706	TNF-XI-0708	756	TNF-XI-0759
607	TNF-XI-0609	657	TNF-XI-0659	707	TNF-XI-0709	757	TNF-XI-0760
608	TNF-XI-0610	658	TNF-XI-0660	708	TNF-XI-0710	758	TNF-XI-0761
609	TNF-XI-0611	659	TNF-XI-0661	709	TNF-XI-0711	759	TNF-XI-0762
610	TNF-XI-0612	660	TNF-XI-0662	710	TNF-XI-0712	760	TNF-XI-0763
611	TNF-XI-0613	661	TNF-XI-0663	711	TNF-XI-0713	761	TNF-XI-0764
612	TNF-XI-0614	662	TNF-XI-0664	712	TNF-XI-0714	762	TNF-XI-0765
613	TNF-XI-0615	663	TNF-XI-0665	713	TNF-XI-0715	763	TNF-XI-0766
614	TNF-XI-0616	664	TNF-XI-0666	714	TNF-XI-0716	764	TNF-XI-0767
615	TNF-XI-0617	665	TNF-XI-0667	715	TNF-XI-0717	765	TNF-XI-0768
616	TNF-XI-0618	666	TNF-XI-0668	716	TNF-XI-0718	766	TNF-XI-0769
617	TNF-XI-0619	667	TNF-XI-0669	717	TNF-XI-0719	767	TNF-XI-0770
618	TNF-XI-0620	668	TNF-XI-0670	718	TNF-XI-0720	768	TNF-XI-0771
619	TNF-XI-0621	669	TNF-XI-0671	719	TNF-XI-0721	769	TNF-XI-0772
620	TNF-XI-0622	670	TNF-XI-0672	720	TNF-XI-0722	770	TNF-XI-0773
621	TNF-XI-0623	671	TNF-XI-0673	721	TNF-XI-0723	771	TNF-XI-0774
622	TNF-XI-0624	672	TNF-XI-0674	722	TNF-XI-0724	772	TNF-XI-0775
623	TNF-XI-0625	673	TNF-XI-0675	723	TNF-XI-0725	773	TNF-XI-0776
624	TNF-XI-0626	674	TNF-XI-0676	724	TNF-XI-0726	774	TNF-XI-0777
625	TNF-XI-0627	675	TNF-XI-0677	725	TNF-XI-0727	775	TNF-XI-0778
626	TNF-XI-0628	676	TNF-XI-0678	726	TNF-XI-0728	776	TNF-XI-0779
627	TNF-XI-0629	677	TNF-XI-0679	727	TNF-XI-0729	777	TNF-XI-0780
628	TNF-XI-0630	678	TNF-XI-0680	728	TNF-XI-0730	778	TNF-XI-0781
629	TNF-XI-0631	679	TNF-XI-0681	729	TNF-XI-0731	779	TNF-XI-0782
630	TNF-XI-0632	680	TNF-XI-0682	730	TNF-XI-0732	780	TNF-XI-0783
631	TNF-XI-0633	681	TNF-XI-0683	731	TNF-XI-0733	781	TNF-XI-0784
632	TNF-XI-0634	682	TNF-XI-0684	732	TNF-XI-0734	782	TNF-XI-0785
633	TNF-XI-0635	683	TNF-XI-0685	733	TNF-XI-0735	783	TNF-XI-0786
634	TNF-XI-0636	684	TNF-XI-0686	734	TNF-XI-0736	784	TNF-XI-0787
635	TNF-XI-0637	685	TNF-XI-0687	735	TNF-XI-0737	785	TNF-XI-0788
636	TNF-XI-0638	686	TNF-XI-0688	736	TNF-XI-0738	786	TNF-XI-0789
637	TNF-XI-0639	687	TNF-XI-0689	737	TNF-XI-0739	787	TNF-XI-0790
638	TNF-XI-0640	688	TNF-XI-0690	738	TNF-XI-0740	788	TNF-XI-0791
639	TNF-XI-0641	689	TNF-XI-0691	739	TNF-XI-0741	789	TNF-XI-0792
640	TNF-XI-0642	690	TNF-XI-0692	740	TNF-XI-0742	790	TNF-XI-0793
641	TNF-XI-0643	691	TNF-XI-0693	741	TNF-XI-0743	791	TNF-XI-0794
642	TNF-XI-0644	692	TNF-XI-0694	742	TNF-XI-0744	792	TNF-XI-0795
643	TNF-XI-0645	693	TNF-XI-0695	743	TNF-XI-0746	793	TNF-XI-0796
644	TNF-XI-0646	694	TNF-XI-0696	744	TNF-XI-0747	794	TNF-XI-0797
645	TNF-XI-0647	695	TNF-XI-0697	745	TNF-XI-0748	795	TNF-XI-0798
646	TNF-XI-0648	696	TNF-XI-0698	746	TNF-XI-0749	796	TNF-XI-0799
647	TNF-XI-0649	697	TNF-XI-0699	747	TNF-XI-0750	797	TNF-XI-0800
648	TNF-XI-0650	698	TNF-XI-0700	748	TNF-XI-0751	798	TNF-XI-0801
649	TNF-XI-0651	699	TNF-XI-0701	749	TNF-XI-0752	799	TNF-XI-0802
650	TNF-XI-0652	700	TNF-XI-0702	750	TNF-XI-0753	800	TNF-XI-0804

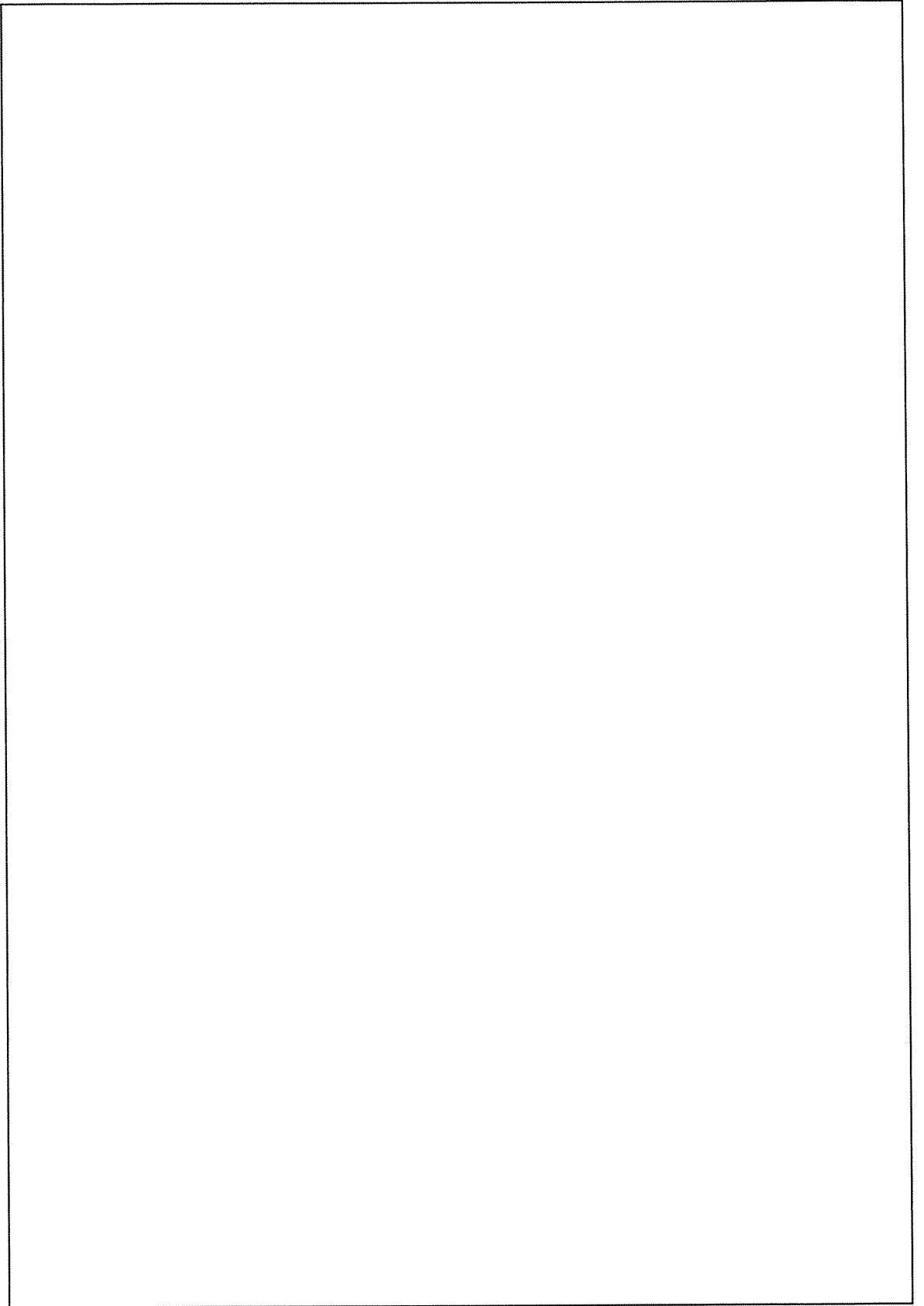
表 15 承認を受けようとする容器の製造番号

(その5)

	製造番号		製造番号		製造番号		製造番号
801	TNF-XI-0805	851	TNF-XI-0863	901	TNF-XI-0939		
802	TNF-XI-0806	852	TNF-XI-0864	902	TNF-XI-0940		
803	TNF-XI-0807	853	TNF-XI-0865	903	TNF-XI-0942		
804	TNF-XI-0809	854	TNF-XI-0866	904	TNF-XI-0943		
805	TNF-XI-0810	855	TNF-XI-0867	905	TNF-XI-0944		
806	TNF-XI-0811	856	TNF-XI-0868	906	TNF-XI-0947		
807	TNF-XI-0812	857	TNF-XI-0869	907	TNF-XI-0949		
808	TNF-XI-0813	858	TNF-XI-0871	908	TNF-XI-0950		
809	TNF-XI-0814	859	TNF-XI-0873	909	TNF-XI-0952		
810	TNF-XI-0815	860	TNF-XI-0874	910	TNF-XI-0953		
811	TNF-XI-0816	861	TNF-XI-0876	911	TNF-XI-0954		
812	TNF-XI-0817	862	TNF-XI-0877	912	TNF-XI-0955		
813	TNF-XI-0818	863	TNF-XI-0878	913	TNF-XI-0956		
814	TNF-XI-0819	864	TNF-XI-0879	914	TNF-XI-0958		
815	TNF-XI-0820	865	TNF-XI-0881	915	TNF-XI-0959		
816	TNF-XI-0821	866	TNF-XI-0883	916	TNF-XI-0960		
817	TNF-XI-0822	867	TNF-XI-0885		—以下余白—		
818	TNF-XI-0823	868	TNF-XI-0886				
819	TNF-XI-0824	869	TNF-XI-0887				
820	TNF-XI-0825	870	TNF-XI-0888				
821	TNF-XI-0826	871	TNF-XI-0889				
822	TNF-XI-0827	872	TNF-XI-0890				
823	TNF-XI-0828	873	TNF-XI-0891				
824	TNF-XI-0829	874	TNF-XI-0894				
825	TNF-XI-0830	875	TNF-XI-0895				
826	TNF-XI-0831	876	TNF-XI-0896				
827	TNF-XI-0832	877	TNF-XI-0897				
828	TNF-XI-0834	878	TNF-XI-0900				
829	TNF-XI-0837	879	TNF-XI-0901				
830	TNF-XI-0838	880	TNF-XI-0902				
831	TNF-XI-0840	881	TNF-XI-0903				
832	TNF-XI-0841	882	TNF-XI-0904				
833	TNF-XI-0843	883	TNF-XI-0905				
834	TNF-XI-0844	884	TNF-XI-0906				
835	TNF-XI-0845	885	TNF-XI-0907				
836	TNF-XI-0846	886	TNF-XI-0909				
837	TNF-XI-0847	887	TNF-XI-0910				
838	TNF-XI-0848	888	TNF-XI-0912				
839	TNF-XI-0849	889	TNF-XI-0913				
840	TNF-XI-0851	890	TNF-XI-0915				
841	TNF-XI-0852	891	TNF-XI-0917				
842	TNF-XI-0853	892	TNF-XI-0918				
843	TNF-XI-0854	893	TNF-XI-0920				
844	TNF-XI-0855	894	TNF-XI-0923				
845	TNF-XI-0856	895	TNF-XI-0924				
846	TNF-XI-0857	896	TNF-XI-0928				
847	TNF-XI-0858	897	TNF-XI-0935				
848	TNF-XI-0859	898	TNF-XI-0936				
849	TNF-XI-0860	899	TNF-XI-0937				
850	TNF-XI-0861	900	TNF-XI-0938				

表 16 容器製造後にはじめて承認された日

製造番号	容器製造後にはじめて承認された日
TNF-XI-0001～0014, TNF-XI-0016～0061	平成14年11月8日
TNF-XI-0062～0069, TNF-XI-0071～0076, TNF-XI-0078～0114, TNF-XI-0116～0121, TNF-XI-0124～0183	平成15年3月11日
TNF-XI-0184～0243	平成15年4月16日
TNF-XI-0015, TNF-XI-0244～0323, TNF-XI-0325, TNF-XI-0341, TNF-XI-0353～0359	平成15年7月11日
TNF-XI-0122～0123, TNF-XI-0349, TNF-XI-0360～0379, TNF-XI-0381～0382, TNF-XI-0384～0446	平成15年9月4日
TNF-XI-0070, TNF-XI-0326～0331, TNF-XI-0335～0339, TNF-XI-0342～0343, TNF-XI-0351, TNF-XI-0380, TNF-XI-0383, TNF-XI-0447～0522	平成15年11月19日
TNF-XI-0324, TNF-XI-0332～0334, TNF-XI-0340, TNF-XI-0344～0348, TNF-XI-0350, TNF-XI-0352, TNF-XI-0523～0614, TNF-XI-0616～0630, TNF-XI-0632	平成16年1月23日
TNF-XI-0631, TNF-XI-0633～0643, TNF-XI-0645～0664, TNF-XI-0666～0670, TNF-XI-0675～0727	平成16年3月19日
TNF-XI-0615, TNF-XI-0644, TNF-XI-0665, TNF-XI-0671～0674, TNF-XI-0728～0744, TNF-XI-0746～0800	平成16年5月21日
TNF-XI-0802, TNF-XI-0805, TNF-XI-0821～0823, TNF-XI-0825～0832, TNF-XI-0834, TNF-XI-0837～0838, TNF-XI-0840～0841, TNF-XI-0843, TNF-XI-0845～0849, TNF-XI-0851～0861, TNF-XI-0863～0869, TNF-XI-0871, TNF-XI-0873～0874, TNF-XI-0876～0879, TNF-XI-0881, TNF-XI-0883	平成16年11月19日
TNF-XI-0801, TNF-XI-0804, TNF-XI-0806～0807, TNF-XI-0809～0820, TNF-XI-0824, TNF-XI-0844, TNF-XI-0885～0891, TNF-XI-0894～0897, TNF-XI-0900～0907, TNF-XI-0909～0910, TNF-XI-0912～0913, TNF-XI-0915, TNF-XI-0917～0918, TNF-XI-0920, TNF-XI-0923～0924, TNF-XI-0928, TNF-XI-0935～0940, TNF-XI-0942～0944, TNF-XI-0947, TNF-XI-0949～0950, TNF-XI-0952～0956, TNF-XI-0958～0960	平成17年3月9日



※ 粉末収納缶の代わりに長尺粉末収納缶やスラッジ収納缶を装荷する場合もある

図 1 TNF-XI 型輸送容器外観図

添付書類

3. 輸送容器が輸送容器の設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを示す説明書

3-1. 定期自主検査

本申請にかかる輸送容器の性能を維持するために、年1回以上、または年間の使用回数が10回を超えるものにあつては使用回数10回ごとに1回以上の定期自主検査を核燃料輸送物設計承認申請書〔設計承認番号 J/2042/AF〕に記載の方法にて実施している。

最近の定期自主検査記録を以下に示す。

最新の検査実施日		<input type="text"/>	
検査責任者		東海事業所 燃料製造部長	<input type="text"/>
検査結果		合格	
検査要領	検査項目	検査方法	合格基準
	外観検査	輸送容器を構成する容器本体、外蓋、外蓋回り止めデバイス、バイオネット嵌合部、内容器内面、内蓋及び内蓋回り止めストッパーの外観を目視にて検査する。	有害な傷、割れ等がなく、形状に異常がないこと。
	密封容器の弁、ガスケット等の検査	内容器フランジを目視により検査する。	密封性能を損なう傷、損耗のないこと。
	未臨界検査	輸送容器を構成する容器本体、外蓋、外蓋回り止めデバイス、バイオネット嵌合部、内容器内面、内蓋及び内蓋回り止めストッパーの外観を目視にて検査する。	有害な傷、割れ等がなく、形状に異常がないこと。

(注) 本申請にかかる輸送容器の使用回数は、上記検査実施日より起算した場合において最大0回である。

3-2. 保管中の性能維持管理

輸送容器は核燃料輸送物設計承認申請書に記載の方法にて取扱いを行うとともに、前記1の定期自主検査後、以下のように管理し性能を維持している。

- (1) 定期自主検査後、輸送に使用する輸送容器については、外観上のチェックを主とした使用前検査を実施する。
- (2) 輸送容器を移動等により取扱う場合には、フォークリフト等の運搬機器を用い、その性能が損なわれないよう慎重に扱っている。
- (3) 輸送容器を保管する場合は、原則として屋内で保管し、屋外で保管する場合は、防水シートをかける等の措置を行い、雨水の浸入を防止している。

添付書類

4. 核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書

4-1. 核燃料輸送物の発送前検査に関する説明

別添1 輸送物発送前検査要領

別添2 輸送物発送前検査結果

別添3 発送前検査使用機器及び校正結果一覧

4-2. 発送前検査を実施した時期

4-3. 発送前検査を実施した場所

輸送物発送前検査要領

検査項目	検査方法	合格基準
外観検査	輸送物外観を目視で検査する。	有害な傷、割れがなく、形状に著しい異常がないこと。 内蓋回り止めストッパーが正規の位置に倒されていること。また、外蓋回り止めデバイスが取り付けられていること。 封印されていること。
重量検査	輸送物の総重量を計算により確認する。	収納状態で総重量が <input type="text"/> kg以下
表面密度検査	スミヤ法等により輸送物の表面密度を検査する。	α 線を放出する核種： <input type="text"/> Bq/cm ² 以下 α 線を放出しない核種： <input type="text"/> Bq/cm ² 以下
線量当量率検査	核燃料物質等を収納した状態において線量当量率をサーベイメータにより検査する。	輸送物表面：2mSv/h以下 輸送物表面から1mの位置：100 μ Sv/h以下
未臨界検査	形状等を目視により検査する。	輸送容器の形状に著しい損傷、変形のないこと。
収納物検査	基準を満足していることを、検査記録、測定記録、証明書、現物確認等の適切な方法によって確認する。	<ol style="list-style-type: none"> 種類：金属ウランスラッジ 濃縮度：<input type="text"/>%以下 濃縮ウラン中の主要な核種：²³⁴U、²³⁵U、²³⁸U、¹³⁷Cs、^{137m}Ba、⁹⁰Sr、⁹⁰Y、¹⁴⁷Pm、²³¹Th 収納量： 性状：固体 金属ウランスラッジ重量： <input type="text"/> kg金属ウランスラッジ以下 ウラン重量：<input type="text"/> kgU以下 放射能量：<input type="text"/> GBq以下 外観： (1)スラッジ収納缶：異常がないこと。内容器当たり、1缶収納されていること。 (2)スラッジ収納缶緩衝材：異常のないこと。所定の緩衝材が内容器に収められていること。 (3)その他：核燃料物質等の使用等に必要な物以外のものが収納されていないこと。 その他： 燃焼度：<input type="text"/> MWd/t以下であること。 冷却期間：<input type="text"/> 日以上であること。 スラッジ収納缶：使用期間が<input type="text"/>年を超えていないこと。 スラッジ収納缶用緩衝材：未使用のものであること。

別添2

運搬確認申請書 : 東外輸 第23001号
 輸送物発送前検査日 : 令和5年1月18日
 核燃料輸送物の名称 : TNF-XI型
 核燃料輸送物の種類 : A型核分裂性輸送物

輸送物発送前検査結果

承認	審査	作成
----	----	----

番号	輸送容器製造番号	承認容器登録番号	重量検査		表面密度検査(注5)		線量当量率検査			未臨界検査	外観	種類	添削度 (wt%)	取納物検査(注3)		その他		判定
			重量(kg)	≦1,050	α	β	表面	at 1m	ウラン重量(kg)					(注4)	ウラン重量(kg)	放射能強度 (GBq)	スラッシュ試験合格の有無(注6)	
1	TNF-XI-0057	S0657A2042	合格		≦0.4	≦4	≦2	≦0.1	合格		合格	金属ウランスラッシュ		ウラン重量あたり	内容量あたり			合格

備考 注1:測定値等を記載する以外の検査項目で検査基準に適合している場合は、「レ」と記載した。尚、判定は「合格」と記載した。
 注2:外観検査では、事業所外運搬規則第5条第3号に規定されている封印が健全であることを、併せて確認した。
 注3:外観検査には以下を含む。

- ① 輸送容器の封印及び輸送容器形状に著しい損傷、変形等がないことを確認した。
- ② 可融栓が取付けられていることを確認した。
- ③ 取納物検査の外観検査としてスラッシュ取納缶及びスラッシュ取納缶用緩衝材を確認した。また、核燃料物質等の使用等に必要物品以外のものが取納されていないことを確認した。
- ④ スラッシュ取納缶用緩衝材が未使用のものであることを確認した。

注4:内容量あたりのウラン重量は、金属ウランスラッシュが□kg以下となるため、内容量あたりのウラン重量の基準を満たしている。
 注5:表面密度のα線記載値及びβ線記載値は検出限界値である。
 注6:当該輸送物には、事業所外運搬規則第4条第五号に規定されている弁は存在しない。

原子燃料工業株式会社

発送前検査使用機器及び校正結果一覧

1. 事業者申請番号 : 東外輸 第23001号

2. 発送前検査使用機器及び校正結果一覧

種類	機器名	機器番号 (製造または管理番号)	測定対象線種	検査日	校正日	有効期限
線量 当量率	表面	NaI サーベイメータ	γ			
	1m	NaI サーベイメータ				
表面汚染密度		ZnS サーベイメータ	α			
		GM計数管	β			

添付書類

5. 核燃料物質等の運搬に係る品質管理の方法等に関する説明書

5-1. 品質マネジメントシステム

核燃料物質等の運搬に関し品質マネジメントシステムを当社内に確立し、文書化し、実施し、かつ維持する。

(1) 品質マニュアル

品質マネジメントシステムにおけるトップマネジメントは当社社長より権限移譲された熊取事業所長、東海事業所長及びエンジニアリング事業部長が担う。(以下、トップマネジメントと云う。) トップマネジメントは品質マネジメントシステムの適用範囲、品質マネジメントシステムについて確立され文書化された手順及び品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述を含む品質マニュアルを作成、維持させる。なお、品質マネジメントシステム業務を規定する品質管理計画はこの品質マニュアルとその下位規定により構築される。

(2) 文書管理

品質マニュアル及びその下位規定により品質マネジメントシステムで必要とされる文書について、承認及びレビュー並びに識別に関する手順を定める。

(3) 品質記録の管理

品質マニュアル及びその下位規定により、読みやすく、識別可能で、検索可能な品質記録を作成、維持するために、品質記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理手順を定める。なお、品質記録には、容器製造者等から提出される品質記録を含むとともに、容器承認及び設計承認の有効期間を考慮した保管期間を定める。

5-2. 申請者の責任

(1) 品質マネジメントシステムにおけるトップマネジメント

トップマネジメントは核燃料物質等の運搬に係る最高責任者として、品質方針を設定し、それを基に第1図に示す関係各部に品質目標を設定させる。また、マネジメントレビューを実施し、品質マネジメントシステムの実施状況をレビューするとともに、その有効性を継続的に改善する責任を負う。

(2) 管理責任者

トップマネジメントは、熊取事業所、東海事業所及びエンジニアリング事業部からそれぞれ管理責任者を任命する。それら管理責任者は本来の職務とは関係なく、各事業部において次の事項の責任と権限を有す。管理責任者は本来の職務とは関係なく、各事業部において次の事項について責任と権限を有す。

- ① 品質マネジメントシステムを確立し、実行し、維持することを確実にする。
- ② 品質マネジメントシステムの実施状況をトップマネジメントへ報告する。

(3) 品質保証部

品質保証部長は、下記の責任及び権限を有する。

- ① 品質マネジメントシステムの立案と推進
- ② 内部品質監査及び調達先の品質監査の実施、審査並びに是正処置の指示
- ③ 輸送容器の製造時受入検査の実施
- ④ 製造時検査記録の作成
- ⑤ 輸送容器の定期自主検査及び発送前検査の実施
- ⑥ 是正処置の効果の確認及び報告
- ⑦ 計測器の定期検査

(4) 東海事業所燃料製造部（以下、東海燃料製造部と云う。）

東海燃料製造部長は、次の責任及び権限を有する。

- ① 輸送容器の製作、取扱い、保守等に関する文書の作成
- ② 輸送容器の取扱い・保守の実施
- ③ 容器製造者等調達先の技術能力評価及び承認
- ④ 容器製造者等調達先への発注仕様書の作成
- ⑤ 容器製造者等調達先から提出させる文書の審査及び承認
- ⑥ 輸送容器の製作の管理
- ⑦ 核燃料輸送物の輸送の管理
- ⑧ 輸送容器の定期自主検査及び発送前検査の実施
- ⑨ 核燃料物質の計量管理に関する計画立案及び実施
- ⑩ 計量管理規定及び関連基準類の策定及び遵守状況の管理

(5) エンジニアリング事業部燃料サイクル技術部（以下、燃料サイクル技術部と云う。）

燃料サイクル技術部長は、次の責任及び権限を有する。

- ① 輸送容器の設計及び許認可取得
- ② 輸送容器の設計に関する文書の作成
- ③ 輸送容器の試作、評価及び品質確認試験の管理

(6) 環境安全部

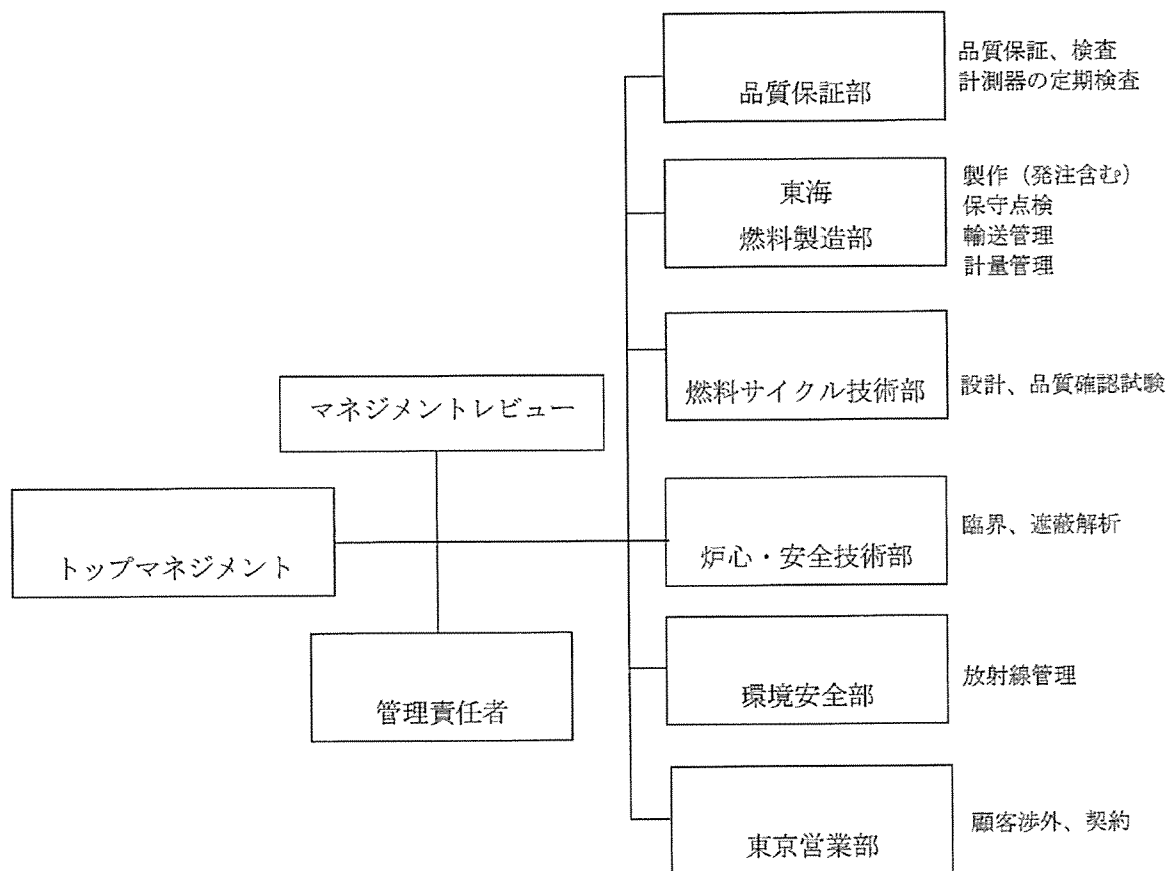
環境安全部長は、次の責任及び権限を有する。

- ① 核燃料物質の放射線管理に関する計画立案及び実施

(7) 東京営業部

東京営業部長は、次の責任及び権限を有する。

- ① 顧客への渉外、契約の実施



第1図 原子燃料工業（株） 核燃料物質等の運搬に係る組織

5-3. 教育・訓練

品質保証部長、東海燃料製造部長、燃料サイクル技術部長、環境安全部長、及び設備管理部長は、核燃料物質等の運搬に関連する教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量がある要員を従事させる。そのために以下の事項を実施する。

- ① 核燃料物質等の運搬に係る品質に影響する活動に従事する要員に必要な力量を明確にする。
- ② 必要な力量がもてるように教育・訓練し、又は他の処置をとる。
- ③ 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。
- ④ 部内の要員が、自らの活動の持つ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らどのように貢献できるかを認識することを確実にする。
- ⑤ 教育・訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する。

5-4. 取扱い及び保守

東海燃料製造部長は、核燃料輸送物に関する法令の技術上の基準、設計承認申請書の設計仕様を維持するため、要領を策定し、取扱い、保守を行う。

(1) 取扱い

核燃料輸送物の取扱い作業に関する手順を策定するとともに、関係する各部に周知徹底し、輸送中の輸送物の安全性を確保する。

- “梱包作業手順”
- “受入作業手順”
- “納入作業手順”

(2) 発送前検査

核燃料輸送物の発送前検査の要領を策定するとともに、関係する各部に周知徹底し、輸送中の核燃料輸送物の安全性を確保する。

- ① 発送前検査を実施するに当たり、“発送前検査標準”や検査記録様式として具体化する。
- ② 発送前検査を実施した結果は、輸送容器の種類ごとに定めた検査記録様式に従い必要な事項を記入して保管する。

(3) 保管及び保守点検

輸送容器の保管及び保守点検について、輸送容器の“管理要領”を策定、実施し、継続的に輸送容器の性能維持を図る。

(4) 定期自主検査

輸送容器の定期自主検査の要領を策定するとともに、関係する組織に周知徹底し、性能維持を確認する。

- ① 承認容器は、安全解析書に記載の内容に則り必要な定期自主検査項目について1年に1回以上（年間の使用回数が10回を超える場合には使用回数10回ごとに1回以上）実施する。
- ② 輸送容器の定期自主検査は、有効期限以内に確実に実施するように、輸送容器の運用状況等を考慮して事前に実施予定を立案する。
- ③ 定期自主検査を実施するに当たり、“定期自主検査標準”や検査記録様式として具体化する。
- ④ 定期自主検査を実施した結果は、輸送容器の種類ごとに定めた検査記録様式に従い必要な事項を記入して保管する。

（5）取扱い及び保守の委託

（1）～（4）の取扱い及び保守に関しては、他社に委託する場合がある。東海燃料製造部長はそれら委託先に対して、取扱い及び保守に必要な要求仕様を明確にするとともに、委託先で実施された取扱い及び保守に関する記録を確認し、維持する。

5－5．測定、分析及び改善

（1）内部品質監査

品質保証部長は、品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかを明確にするため、定期的に内部品質監査を実施する。監査の計画及び実施について、手順書で規定する。監査員は、自らの仕事は監査しない。被監査領域の責任者は、発見された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく処置する。

（2）不適合品の管理

東海燃料製造部長は、不適合品を識別し管理する。不適合品の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を手順書に規定する。

（3）是正処置及び予防処置

1) 是正処置

当社は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。不適合の内容確認、原因の特定、再発防止処置、処置の結果の記録等に関する要求事項を規定する手順書を定める。

2) 予防処置

当社は、起こりうる不適合が発生することを防止するため、その原因を除去する処置を決める。起こりうる不適合及びその原因の特定、発生防止処置、処置の結果の記録等に関する要求事項を、手順書に定める。

5-6. 本申請に係る実務実施要領

分類	実施状況
計画	輸送計画書を作成し、輸送日程、輸送物仕様等を明確にしている。 梱包及び発送前検査要領を明確にしている。
実施	車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準適合性確認のため、事業所の外における運搬に係る検査（発送前検査）を実施している。当該検査については、品質マネジメントシステムの規定に基づき、当該確認を行うものとは異なる人員、部門が実施し品質保証部が確認することにより検査の独立性を確認している。
評価	保安活動が確実に実施され維持されていることを内部（外部）監査等により確認する品質保証体制が確立されている。
改善	保安活動が適切に実施され維持されていることを内部（外部）監査等により確認する品質保証体制が確立されている。